

日行連発第671号
令和3年8月27日

各 位

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。

標記の件につきまして、先般より、総務省からの協力要請に係るご連絡をさせていただいておりました。

今般、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象となる地域が追加されたことに伴い、総務省から「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の令和3年8月25日付けの変更点等が示されましたので別紙にてご案内させていただきます。あわせて、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等に関する文書についても、提供がありましたのでお送りいたします。

つきましては、皆様におかれましても、適切にご対応いただくとともに、各単位会におかれましては、あらためて所属会員へご周知いただきますようお願いいたします。

ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

- 《別紙1》 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更
- 《別紙2》 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更(令和2年3月28日(令和3年8月25日変更))
- 《別紙3》 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更(令和2年3月28日(令和3年8月25日変更))【新旧対照表】
- 《別紙4》 (参考) 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について